平成２４年（フ）第９４３号
埼玉県蕨市南町４丁目15番９号　すみれマンション202号
債務者　高橋　深雪（旧姓川鍋・長澤）
１　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅原　啓高
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月13日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２４０号
岐阜県本巣市曽井中島26番地８
債務者　長田　貞夫
１　決定年月日時　平成24年７月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大町　　亘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月２日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１９４号
岐阜県各務原市鵜沼宝積寺町３丁目68番地６、住民票上の住所岐阜県各務原市蘇原花園町２丁目66番地10
債務者　佐々木千景（旧姓早川）
１　決定年月日時　平成24年７月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀部　俊治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月30日午前10時25分
５　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２１６号
函館市上湯川町372番地12
債務者　塩屋　明子
１　決定年月日時　平成24年８月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　車　　福順
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月24日午後４時
５　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第５０１号
京都市南区西九条東御幸田町１番地　パデシオン十条駅前201号
債務者　平澤　紗代（旧姓橋羽）
１　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河田佳代子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月10日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５３号
群馬県桐生市東７丁目８番12号
債務者　藤本喜美雄
１　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青木　一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第１２９号
仙台市青葉区芋沢字大竹16番地の200
債務者　菅野　隆志
１　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　裕美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月８日午前11時50分
５　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３３号
群馬県桐生市小梅町６番９号
債務者　權田　亜矢
１　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久保田寿栄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月22日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
前橋地方裁判所桐生支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２３９号
愛知県稲沢市長束町カキ田１番地４　アーバンラフレ稲沢２―1005
債務者　川崎マリア香代子こと　ＫＡＷＡＳＡＫＩ　ＭＡＲＩＡ　ＫＡＹＯＫＯ
１　決定年月日時　平成24年７月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２１３号
函館市松川町10番10号
債務者　橋本　秀樹
１　決定年月日時　平成24年８月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１１４号
静岡県富士市柚木102番地の１
債務者　望月　秋ら
１　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１９０号
奈良県香芝市今泉1045番地の21
債務者　井上　純也
１　決定年月日時　平成24年７月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２０２号
奈良県磯城郡田原本町大字秦庄408番地の７
債務者　末廣　博人
１　決定年月日時　平成24年７月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第７１号
三重県伊勢市中村町225番地58、前住所三重県伊勢市中須町713番地
債務者　三池　　巖
１　決定年月日時　平成24年８月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第１８７号
岡山県倉敷市玉島柏島5013番地２
債務者　小林真由美
１　決定年月日時　平成24年７月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第６１号
北海道北見市公園町20番地５
債務者　奈良　友美
１　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第３４８号
埼玉県八潮市大字柳之宮196番地９
債務者　滝口　　諒
１　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３５３号
埼玉県春日部市豊野町１丁目22番地34
債務者　榎本香津美
１　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係